

第24回成田市農業委員会総会議事録

平成25年6月25日

成田市農業委員会

1. 開催日時 平成25年6月25日(水)

午後2時30分から午後3時21分

2. 開催場所 成田市役所 6階 中会議室

3. 定数及び現員 定数29名 現員29名

4. 出席委員 28名

議長	宍倉日出夫	15番	小貫善之
1番	仲山綾夫	16番	萩原十郎
2番	高木勲	17番	岡野政男
3番	瀧澤きみ子	19番	田代實喜彌
4番	石原輝夫	20番	若松義幸
5番	大嶋幹夫	21番	土井富司
7番	根本喜久治	22番	小嶋勲
8番	櫻井浩子	23番	成毛太津夫
9番	池谷正幸	24番	成毛孝
10番	岩澤貞男	25番	朝倉けい子
11番	伊藤勝	26番	岩立隆
12番	海保博	27番	加瀬雅英
13番	一畑俊樹	28番	佐藤敏郎
14番	川崎貞男	29番	荒居和恵

5. 欠席委員 1名

18番 石井賢二

6. 議事日程

第1 議事録署名人の選出

第2 会議書記の任命

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 平成25年度第4次農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第4号 農地等の現況に関する照会について

7. 出席した農業委員会事務局職員

事務局長	藤田久男
主幹兼振興係長	矢崎光二
農地係長	寺本直弘
主査	平山美登
主査	緒方勤

(午後2時30分 開会)

○議長 ただいまの出席委員は28名です。欠席委員は、18番・石井賢二委員です。定足数に達しておりますので、ただいまから第24回成田市農業委員会総会を開会し、直ちに会議に入ります。

議案の審議に先立ちまして、平成25年5月22日開催の第23回総会后、今総会までの農業委員会事務につきましては、お手元に配布いたしました諸般の報告のとおりでございます。ご了承願います。

次に、議事録署名人の選出でございますが、慣例でございますので、議長において、議席番号22番・小嶋勲委員、23番・成毛太津夫委員の両名を指名いたします。また、書記に矢崎主幹兼振興係長を任命いたします。

それでは、本日提案されます議案及び報告につきましては、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 平成25年度第4次農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第4号 農地等の現況に関する照会について

以上、議案4件、報告4件でございます。

○議長 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(藤田事務局長の挙手あり)

○議長 藤田事務局長

○事務局長 3ページをお開き願います。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、でございます。

①売買でございます。3件の申請がございました。1番、土室にお住いの譲受人が、土室にお住いの譲渡人より、土室の田1筆、602㎡を売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は自宅に近い農地を取得し、農業経営の規模を拡大

したいというもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。
譲渡人の事由は相手方の要望により農地を譲渡したいというもので、総会資料1ページに案内図がございます。

2番、宝田にお住いの譲受人が、野田市にお住いの譲渡人が所有する宝田の田1筆、1,000㎡を売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は自宅に近い農地を取得し、農業経営の規模を拡大したいというもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は自宅から遠く管理ができないため譲渡したいというもので、総会資料2ページに案内図がございます。

4ページでございます。3番、宝田にお住いの譲受人が、宝田にお住いの譲渡人が所有する宝田の田1筆、1,765㎡を売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は自宅に近い農地を取得し、農業経営の規模を拡大したいというもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は農業経営の規模を縮小したいというもので、総会資料2ページに案内図がございます。

以上で議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの説明に関連し、①売買について、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(岩立第3小委員長の挙手あり)

○議長 岩立第3小委員長

○小委員長 議案第1号、①売買の1番につきましては、申請地は市道幡谷4号線の北側の農地で、現状は草が生えておりました。審議の結果、異議はございませんでした。

①売買の2番につきましては、申請地は国道408号から入った市道宝田下堤線の南側の農地で、現状は水田として良好に管理されておりました。審議の結果、異議はございませんでした。

①売買の3番につきましては、申請地は、①売買の2番と隣接した農地で、現状は、水田として良好に管理されておりました。審議の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 次に事務局より、①売買について、法令に基づく詳細な説明をお願いいたします。
(平山主査の挙手あり)

○議長 平山主査

○平山主査 ①売買の1番から3番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等から、許可要件の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」

と「経営面積の合計が50a以上であること」については、要件を満たしていると思われます。それから「農作業に常時従事すること」についても、農作業に従事する日数が150日以上であり要件を満たしていると思われます。また、地域との調和要件ですが、1番から3番は田を取得し、水稻を作付したいという営農計画です。いずれも周辺の農地利用への悪影響はないものと思われます。

以上のことから1番から3番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらないと思われます。以上でございます。よろしくお願ひします。

○議長 ただいまの報告及び説明につきまして、①売買の1番に関するご意見・ご質問をお願ひします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の1番を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、①売買の1番は可決されました。

○議長 続きまして、①売買の2番に関するご意見・ご質問をお願ひします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の2番を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、①売買の2番は可決されました。

○議長 続きまして、①売買の3番に関するご意見・ご質問をお願ひします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の3番を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、①売買の3番は可決されました。以上で、議案第1号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願ひします。

(藤田事務局長の挙手あり)

○議長 藤田事務局長

○事務局長 5ページをお開き願います。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、でございます。

1件の申請がございました。1番、郷部にお住いの申請人が、松崎の畑1筆、496㎡を専用住宅(1棟)用地に転用したいという申請でございます。申請人は、現在アパートに居住しておりますが、実家の近くの所有地に専用住宅(1棟)を建築し、居住したいという申請でございます。総会資料3ページに案内図、4ページに公図の写しがございます。

以上で議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についての説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの説明に関連し、1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(岩立第3小委員長の挙手あり)

○議長 岩立第3小委員長

○小委員長 議案第2号、4条の1番につきましては、申請地は主要地方道成田安食線の西側の八生公民館に近い農地で、現況は畑として良好に管理されておりました。審議の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 次に事務局より、1番について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(緒方主査の挙手あり)

○議長 緒方主査

○緒方主査 4条の1番です。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。転用目的は専用住宅(1棟)用地です。資力及び信用については、残高証明書及び融資見込証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、9月1日着手、平成26年3月31日完了の予定です。行政庁の許認可等の見込みについては、都市計画法については協議中で、県道の占用許可申請書は提出済みです。計画面積の妥当性については、建築面積は専用住宅(1棟)及びカーポートで113.27㎡、申請面積は496㎡であり、建築面積の22分の100以内、かつ500㎡以内の申請であり、妥当な計画面積です。周辺農地の営農への支障については、申請地の隣接地に自己所有農地がありますが、日照等に支障はないと思われまます。その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、1番を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、1番は可決されました。以上で議案第2号の審議を終わらせていただきます。

○議長 皆様にお諮りいたします。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請のうち、①売買の3番については、報告第2号、農地法第5条の規定による許可処分の取消願と関連がございます。

審議の都合上、順序を変更して、報告第2号、農地法第5条の規定による許可処分の取消願について、を議題とします。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がありましたので、報告第2号、農地法第5条の規定による許可処分の取消願について、事務局より説明をお願いします。

(藤田事務局長の挙手あり)

○議長 藤田事務局長

○事務局長 22ページをお開き願います。報告第2号、農地法第5条の規定による許可処分の取消願でございます。

1件の取消願がございました。1番は、北須賀にお住いの譲受人が、小菅にお住いの譲渡人より、船形の田(現況 畑)を譲り受けて専用住宅用地に転用をしたいという申請が平成20年8月にあり、平成20年8月20日開催の第2回農業委員会総会で審議を行い許可相当として可決、そして県に進達をし、同年12月16日に県の許可処分を受けました。しかし、家庭の事情により資金計画に変更があり、専用住宅の建築が出来なかったため許可処分を取り消したいという願でございます。

以上で報告第2号、農地法第5条の規定による許可申請の取下願について、を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長 ただいまの報告に関連し、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(岩立第3小委員長の挙手あり)

○議長 岩立第3小委員長

○小委員長 報告第2号につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(発言なし)

○議長 質問等がないようですので、報告第2号を終了させていただきます。

○議長 次に議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(藤田事務局長の挙手あり)

○議長 藤田事務局長

○事務局長 6ページをお開き願います。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、でございます。

①売買でございます。3件の申請がございました。1番、譲受人である香取郡多古町の法人が、富里市にお住いの譲渡人が所有する前林の畑1筆、162㎡を売買により取得し、山林への進入路用地に転用したいという申請でございます。総会資料5ページに案内図、6ページに公図の写しがございます。

2番、猿山にお住いの譲受人が、猿山にお住いの譲渡人が所有する猿山の畑1筆、565㎡の内427.35㎡を売買により取得し、専用住宅(1棟)用地に転用したいという申請でございます。総会資料7ページに案内図、8ページに公図の写しがございます。

7ページをお開きください。3番、譲受人である佐倉市の法人が、小菅にお住いの譲渡人が所有する船形の田(現況 畑)1筆、330㎡を売買により取得し、社宅(1棟)用地に転用したいという申請でございます。総会資料9ページに案内図、10ページに公図の写しがございます。

8ページでございます。②使用貸借権の設定でございます。1件の申請がございました。1番、借受人である北須賀区長が、北須賀にお住いの貸付人より、北須賀の畑(現況 田)1筆、1,041㎡の内6.84㎡に使用貸借権を設定し、ゴミ集積場用地として転用したいという申請でございます。総会資料11ページに案内図、12ページに公図の写しがございます。

以上で議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についての説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

○議長 ただいまの説明に関連し、①売買の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(岩立第3小委員長の挙手あり)

○議長 岩立第3小委員長

○小委員長 議案第3号、①売買の1番につきましては、申請地は市道伊能赤池線の西側の農地で、現況は耕作されておらず、草が生えておりました。審議の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 次に事務局より、①売買の1番について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(緒方主査の挙手あり)

○議長 緒方主査

○緒方主査 5条①売買の1番です。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。転用目的は進入路用地です。資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、8月1日着手、9月30日完了の予定です。計画面積の妥当性については、面積要件はありません。妥当な計画面積だと思われれます。周辺農地の営農への支障については、建築物が無いため問題ありません。その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきまして、①売買の1番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の1番を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、①売買の1番は可決されました。

○議長 次に①売買の2番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(岩立第3小委員長の挙手あり)

○議長 岩立第3小委員長

○小委員長 ①売買の2番につきましては、申請地はJR滑川駅に近い、主要地方道成田下総線の南側で住宅に囲まれた農地で、現況はきれいに管理されておりました。審議の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 次に事務局より、①売買の2番について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(緒方主査の挙手あり)

○議長 緒方主査

○緒方主査 5条①売買の2番です。農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域であるため、第3種農地に該当します。転用目的は専用住宅(1棟)用地です。資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、8月10日着手、10月31日完了の予定です。行政庁の許認可等の見込みについては、道路法は協議中です。計画面積の妥当性については、建築面積は専用住宅(1棟)、カーポート及び倉庫で94.76㎡、申請面積は565㎡の内427.35㎡であり、建築面積の22分の100以内、かつ500㎡以内の申請であり、妥当な計画面積です。周辺農地の営農への支障については、申請地の隣接地に農地はありますが、現在耕作されておらず特に支障はないと思われまます。その他の検討事項については該当ありません。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきまして、①売買の2番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の2番を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、①売買の2番は可決されました。

○議長 次に①売買の3番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(岩立第3小委員長の挙手あり)

○議長 岩立第3小委員長

○小委員長 ①売買の3番につきましては、申請地は市道船形1号線に隣接した成田ニュータウンに近い農地であり、現況は耕作されておらず、草が生えておりました。審議の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 次に事務局より、①売買の3番について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(緒方主査の挙手あり)

○議長 緒方主査

○緒方主査 5条①売買の3番です。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。転用目的は社宅用地です。資力及び信用については、貯金残高証明書の写しが添付されており、信用性について問題となる点は認められません。土地改良事業については、前回の許可時に除外されており、

今回の申請についても差支えない旨を口頭で確認しており問題ありません。申請の用途に供することの確実性については、7月20日着手、11月30日完了の予定です。行政庁の許認可等の見込みについては、都市計画法は協議済みです。計画面積の妥当性については、面積要件はありません。妥当な計画面積だと思われます。周辺農地の営農への支障については、隣接地に農地がないため問題ありません。その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきまして、①売買の3番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(仲山委員の挙手あり)

○議長 仲山委員

○仲山委員 下水処理の問題ですが、前回の許可時は地元の人が建てるということで土地改良区は了承したと思うが、今度は社宅です。そのまま建てた場合、隣接する排水路は土地改良区の管理で、安易に前がいいから今度もいいとは、判断しがたい。

○事務局 確かに仲山委員のおっしゃるとおり、土地改良区管理の排水路であります。その部分を含めて今回の申請に当っては土地改良区と協議をされており、口頭ではありますが了解を得ているという報告であります。

○仲山委員 この土地改良区の排水路は、区の全員が出て草刈り等の管理を実施している。そのような対応ができる人なのか。土地改良区のどなたに確認したかわかりませんが、流していいよと言っても、管理ができない人に流されては困る。その辺の問題についてもう少し確認していただきたい。

○事務局 今回の申請は、委任を受けた代理の方が行なっておりますが、今の内容を報告し、管理作業に参加していただくよう伝えるとともに、その旨を県に進達する際に意見としてではありませんが報告いたします。また、事務局からも今の内容を土地改良区に報告し、土地改良区からも申請者にはっきりと伝えていただくようにいたします。

(佐藤委員の挙手あり)

○議長 佐藤委員

○佐藤委員 取消願の時には、417㎡のうち330.48㎡であったものが、今回は330㎡となっているが、約87㎡はどうなったのか。

○事務局 以前、許可を受けた際には、一筆の一部について転用許可を受けましたが、その後その部分を分筆いたしましたので、同じ地番であります。一筆が330㎡となっております。残地については888番地4として隣接しております。

(大嶋委員の挙手あり)

○議長 大嶋委員

○大嶋委員 先程の仲山委員の意見は、許可の条件となるのか、単なる希望意見となるのか、どういう扱いになるのか。

○事務局 条件になるかと思われます。その他法令ということで、こういったことも含めて県が総合的に判断し、関係機関と連絡を取り合って許可するか、しないか判断すると思われます。

(土井委員の挙手あり)

○議長 土井委員

○土井委員 この地区には下水道がなく、生活排水を土地改良区の排水路に流すのであれば、役所は許可すると思う。それに対して草刈り等に参加していただくことは、極力出てもらうということで良いのでは。いままでは元々農家の人なので分かっていたが、今度は社宅で、上下水道が入っている佐倉からきて理解に苦しむところがあると思う。その辺は事業者とよく話し合ってみてください。

○議長 この件については、相手方に良く伝えていただきたいと思います。

○議長 その他ございませんか。

(なしの声あり)

○議長 なしの声がございましたので、①売買の3番を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、①売買の3番は可決されました。

○議長 次の②使用貸借権の設定の1番につきましては、農業委員会等に関する法律第24条、議事参与の制限の規定により、土井富司委員は議事に参与できませんので、暫時退室願います。

(土井委員退室)

○議長 次に②使用貸借権の設定の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(岩立第3小委員長の挙手あり)

○議長 岩立第3小委員長

○小委員長 ②使用貸借権の設定の1番につきましては、申請地は北須賀集落の中心にある農地で、現況は田として良好に管理されておりました。審議の結果、異議はござ

いませんでした。以上でございます。

○議長 続きまして事務局より、②使用貸借権の設定の1番について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(緒方主査の挙手あり)

○議長 緒方主査

○緒方主査 5条②使用貸借権の設定の1番です。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。転用目的はゴミ集積場用地です。資力及び信用については、預金通帳の写しが添付されており、信用性について問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、許可後着手、7月30日完了の予定です。計画面積の妥当性については、面積要件はありません。妥当な計画面積だと思われます。周辺農地の営農への支障については、建築物は小さく日照等に問題はありません。その他の検討事項については該当ありません。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきまして、②使用貸借権の設定の1番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②使用貸借権の設定の1番を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、②使用貸借権の設定の1番は可決されました。以上で、議案第3号の審議を終わらせていただきます。

退席されていた土井委員の入室をお願いします。

(土井委員入室)

○議長 次に議案第4号、平成25年度第4次農用地利用集積計画の決定について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(藤田事務局長の挙手あり)

○議長 藤田事務局長

○事務局長 9ページをお開き願います。議案第4号、平成25年度第4次農用地利用集積計画の決定について、でございます。成田市市長から、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、10ページのとおり、平成25年度第4次農用地利用集積計画(案)についての協議がありましたので提出いたします。計画の概略につきまして、11ページからの総括表によりご説明申し上げます。なお、詳細の農用地利用集積計

画一覧表（案）は、13ページから16ページをご覧ください。

11ページをお開き願います。1-1利用権設定でございます。最初に使用貸借権設定でございます。契約期間10年のものが1,787㎡、2筆、1件で、詳細は13ページの成田市農用地利用集積計画一覧表（案）の1番でございます。次に賃借権の設定でございます。契約期間6年のものが2,251㎡、1筆、1件で、詳細は13ページの2番でございます。同じく契約期間10年のものが24,223㎡、13筆、5件で、詳細は13ページの3番から14ページの7番まででございます。合計の契約面積は28,261㎡、田6筆、2件、6,164㎡、畑10筆、5件、22,097㎡でございます。内訳は、新規設定が契約面積26,190㎡、田4筆、1件、4,093㎡、畑10筆、5件、22,097㎡、再設定が契約面積2,071㎡、田2筆、1件、2,071㎡でございます。

12ページでございます。1-2利用権設定（転貸）でございます。農地利用集積円滑化団体であります、公益財団法人成田市農業センターが借り受けた農地を貸付するものでございます。最初に使用貸借権設定でございます。契約期間10年のものが1,787㎡、2筆、1件で、詳細は15ページの成田市農用地利用集積計画一覧表（案）の1番でございます。次に賃借権の設定でございます。契約期間6年のものが2,251㎡、1筆、1件で、詳細は15ページの2番でございます。合計の契約面積は4,038㎡、畑3筆、2件、4,038㎡でございます。内訳は、新規設定が契約面積4,038㎡、畑3筆、2件、4,038㎡、でございます。

最後に、2. 所有権の移転でございます。16ページでご説明いたします。1番、馬乗里にお住いの譲受人が、馬乗里にお住いの譲渡人が所有する馬乗里の畑1筆、7,105㎡を、成田市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づき売買をするものでございます。この所有権移転はあっせんによる売買で、5月総会であっせん成立の報告をいただいた案件でございます。移転時期は平成25年7月31日、詳細は議案書記載のとおりでございます。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。

以上で議案第4号、平成25年度第4次農用地利用集積計画の決定について、の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

○議長 続きまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

（岩立第3小委員長の挙手あり）

○議長 岩立第3小委員長

○小委員長 議案第4号、平成25年度第4次農用地利用集積計画の決定につきまして

は、審議の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第4号、平成25年度第4次農用地利用集積計画の決定について、を採決いたします。

賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第4号、平成25年度第4次農用地利用集積計画の決定については、可決されました。以上で、議案第4号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に報告第1号、専決処分について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(藤田事務局長の挙手あり)

○議長 藤田事務局長

○事務局長 17ページをお開き願います。報告第1号、専決処分について、でございます。成田市農業委員会事務局処務規程第7条第1項の規定により専決処分をいたしましたので報告いたします。

18ページでございます。①農地法第3条の3第1項の規定による届出でございます。2件の届出がございました。内容につきましては、記載内容のとおりでございます。書類を受理し専決処分をいたしました。

19ページをお開き願います。②農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出でございます。3件の届出がございました。内容につきましては、記載内容のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し専決処分をいたしました。

20ページでございます。③農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出でございます。2件の届出がございました。内容につきましては、記載内容のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し専決処分をいたしました。

21ページをお開き願います。④転用事実確認証明でございます。4条で1件の証明願がございました。添付書類も含め完備しており、事務局職員が転用事実について現地調査したところ記載内容のとおりでございましたので、事務局長専決により証

明書を交付いたしました。

以上で報告第1号、専決処分について、を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの報告に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(岩立第3小委員長の挙手あり)

○議長 岩立第3小委員長

○小委員長 報告第1号につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(発言なし)

○議長 質問等がないようですので、報告第1号を終了させていただきます。

○議長 次に報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(藤田事務局長の挙手あり)

○議長 藤田事務局長

○事務局長 23ページをお開き願います。報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。3件の通知がございました。賃借人及び賃貸人双方の合意に基づく賃貸借契約の合意解約通知でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの報告に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(岩立第3小委員長の挙手あり)

○議長 岩立第3小委員長

○小委員長 報告第3号につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(発言なし)

○議長 質問等がないようですので、報告第3号を終了させていただきます。

○議長 次に報告第4号、農地等の現況に関する照会について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(藤田事務局長の挙手あり)

○議長 藤田事務局長

○事務局長 24ページと25ページでございます。報告第4号、農地等の現況に関する照会について、でございます。①法務局の照会分でございます。千葉地方法務局香取支局より1件、成田出張所より4件、農地等の現況に関する照会がございました。農業委員が現地調査を行った結果、報告第4号記載内容のとおり回答いたしましたので報告いたします。

②成田市の照会分でございます。6件の農地等の現況に関する照会がございました。農業委員が現地調査を行った結果、報告第4号記載内容のとおり回答いたしましたので報告いたします。

以上で報告第4号、農地等の現況に関する照会について、を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの報告に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(岩立第3小委員長の挙手あり)

○議長 岩立第3小委員長

○小委員長 報告第4号につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(発言なし)

○議長 質問等がないようですので、報告第4号を終了させていただきます。

以上で本日の議案審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。長時間にわたり慎重審議、誠にありがとうございました。これをもちまして、第24回成田市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後3時21分 閉会)